

川南町立山本小学校
いじめ防止基本方針
(改定版)

平成26年4月1日

(平成30年4月1日改定)

(令和3年5月12日再改定)

目次

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの定義	1
2	いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめ事案への対処	3
(4)	家庭や地域との連携	4
(5)	関係機関との連携	4

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1	いじめ防止等のための組織	4
2	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	いじめの防止	5
(2)	いじめの早期発見	6
(3)	いじめ事案への対処	6
(4)	インターネット上のいじめへの対応	8
3	その他の留意事項	9
(1)	組織的な指導体制	9
(2)	校内研修の充実	9
(3)	校務の効率化	9
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	9
(5)	地域や家庭との連携について	10
(6)	関係機関との連携について	10
4	重大事態への対処	11

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	11
---	-------------------	----

資料1	山本小学校いじめ防止プログラム	13
-----	-----------------	----

資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	14
-----	-------------------------	----

資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	17
-----	-------------------------	----

資料4	教室や家庭でのサイン	18
-----	------------	----

資料5	いじめに関する措置	19
-----	-----------	----

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月（平成29年7月改定）に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成26年4月に「川南町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「川南町立山本小学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものです。

いじめには、多様な態様があります。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するなどの方法をとっていきます。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指しています。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を聞き、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、適切に対応していきます。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を行うとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をとることもあります。ただし、このような場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」との情報共有は行っていきます。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に所轄警察署に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに所轄警察署に通報することが必要なものが含まれます。

そのような場合については、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮のもと、早期に所轄警察署に相談・通報のうえ、所轄警察署と連携した対応を取ることもあります。

(8) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要があります。集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する指導を行います。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることです。より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、保護者が一体となって継続的に取り組めます。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を発達段階に応じて促していきます。児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できるよう、指導していきます。
- ④ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行います。
- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について、家庭や地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための周知に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは教師や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知します。
- ② いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、いじめ相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭、地域と連携して児童を見守っていきます。

(3) いじめ事案への対処

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行います。
- ② いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に対応します。そのために普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的かつ継続的に対応します。

(4) 家庭や地域との連携

- ① 学級懇談会や学校関係者評価委員会、民生委員・児童委員との協議会等において、いじめの問題について話題にする機会を設けるなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した取組を行います。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っていても、その指導で十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）と適切な連携を行っていきます。
- ② 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することもあります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるようにします。

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）をもって充てることとします。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、年3回程度、児童との教育相談を行うなど、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

(1) 構成員

全職員

(2) 活動

- ① 学校いじめ防止基本方針見直し・確認
- ② 学校いじめ防止プログラムの見直し・確認 ※資料1参照
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ アンケート調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ⑤ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ⑥ 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進します。

- 特別活動等における児童同士の相談活動の推進

ウ いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を設定します。

- 全校での学習会、児童集会等の実施
- 児童による学校行事や集会の企画・運営

② 教職員が主体となった活動 ※資料2参照

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感、自己存在感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、特別の教科道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施
- 外部講師等による講演会等の実施
- 人権教育週間の取組（発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童、東日本大震災により被災した児童等への理解を深める指導の充実）

エ 学校を離れた場所で教育活動（校外学習等）を行う場合においても、いじめの未然防止に努めます。

オ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止の取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- 学校参観日での学校の方針説明及び学級懇談会における保護者への啓発
- 学校通信や学級通信、ホームページ等を活用したいじめの防止活動の周知
- オープンスクールの実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 学校関係者評価委員、民生委員児童委員との定期的な連絡会の実施

カ 町内の小・中学校との連携を推進します。

○ NF（ニューフロンティア）教育研究会「知育」「徳育」「体育」の実践

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

○ 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照

② 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○ 教育相談週間の設定

○ いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクール化カウンセラー等）の周知

③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○ 学校独自のアンケートの実施

○ 県下一斉のアンケートの実施

④ 「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○ 職員会議での情報の共有

○ 進級、進学時の情報の確実な引継ぎ

○ 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめ事案への対処 ※別紙5参照

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○ いじめの事実について生徒指導主事等及び管理職に速やかに通報します。

② 情報の共有

○ いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は全職員への情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

○ 速やかに「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）を開き、調査の方針について決定します。

○ 調査の時点で、事案が重大事態であると判断した場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。

○ 児童の聞き取りに当たっては、生徒指導主事や学級担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）で決定します。
- 全職員の連携による組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者の支援】

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童やその保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告をしてもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が積極的にかかわる。
- ・ 町教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

いじられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感、自己存在感が味わえる集団づくりに努める。

⑤ 関係機関への報告

- 校長は、いじめであると認識した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめる側に明らかに問題があり、いじめられる児童に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体・財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

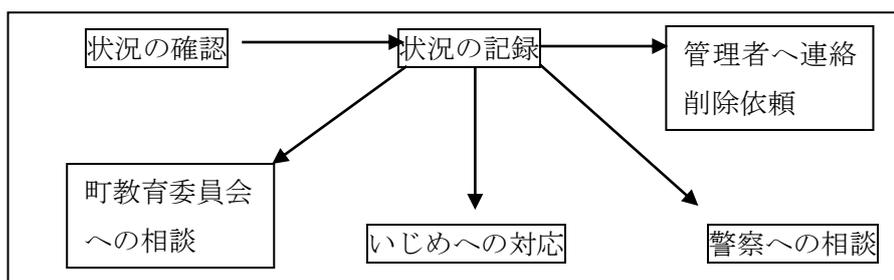
- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

- ② インターネット上のいじめの予防
 - 児童のパソコンや携帯電話の使用状況について実態を把握します。
 - フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります（家庭内ルールの作成など）。
 - 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
 - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ③ インターネット上のいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努めます。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次のように対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」（ハートフル委員会）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは、学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- 民生委員・児童委員との連携による家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

(7) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることがあります。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの重大さ等からさらに長期の機会が津要であると判断される場合は、この限りではありません。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが大切です。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

4 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（川南町いじめ防止対策委員会）に協力することとします。

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が年間30日程度以上で状況の改善が図られない場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

(3) 学校評価における留意事項

学校評価に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、早期発見、マニュアルの実行、アンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等)の評価項目を位置付け、取組状況の評価を行い、改善を図っていきます。

山本小学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会(ハートフル委員会)等		
4	新任式 始業式 入学式	登下校班の編成 縦割り班清掃 ポラテンティア活動	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	学校経営ビジョンの共有	アンケート①	学校運営方針の説明 山本小学校運営協議会 (1回目)	年間計画の確認	
5	歓迎遠足 新体力テスト 交通教室	縦割り班による体力テストの実施 縦割り班清掃	委員会活動 クラブ活動開始 学級会：話し合い活動 学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	危機管理マニュアルの確認	アンケート②	毎月、「なやみアンケート」調査を実施	危機管理マニュアルの確認と検討	
6	風水害避難訓練	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	いじめ防止基本方針の確認	アンケート③ 教育相談週間 アンケート④	山本小学校運営協議会 (2回目)	いじめ防止基本方針の確認と検討	
7	終業式 夏休み	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	人権教育研修		子ども育成会行事への参加 プール開放 民生委員との連絡会 学級レクリエーション ラジオ体操 プール開放		
8	夏休み 始業式	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	人権教育研修				
9	結団式 地震避難訓練	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ		アンケート⑤			
10	秋季運動会 修学旅行 宿泊学習 社会見学	運動会 縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ		アンケート⑥	民生委員との連絡会	中間評価の実施 改善策の共有	
11	縄跳び 不審者避難訓練	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	学校評価の分析 と改善策の検討	アンケート⑦ 教育相談週間	山本小学校運営協議会 (3回目)	学校評価の実施 改善策共有	
12	持久走大会 終業式	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ	人権週間の取組	アンケート⑧	世代間交流		
1	始業式 火災避難訓練	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ		アンケート⑨	学校評価の実施		
2	学習発表会	縦割り班清掃	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ		アンケート⑩ 教育相談週間	民生委員との連絡会 山本小学校運営協議会 (4回目) 評価結果公表	年間評価の実施	
3	お別れ遠足 卒業式 修了式	縦割り班清掃 縦割り班による交流	学級会：話し合い活動 道徳：いじめ		アンケート⑫	PTA 総会 町学校運営協議会	次年度計画の作成と検討	

※ 緊急の事案は、臨時の会を設け、対応

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

(1) 学級担任等

- ① 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学級の雰囲気醸成する。
- ② はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする好意もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者かにいじめを抑制する仲裁者への転換を図ることを指導する。
- ③ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には最新の注意を払うようにする。

(2) 養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導主事

- ① いじめの問題について、全職員で指導する体制の構築に努める。
- ② いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ③ 日常から関係機関等との連携を図り、情報交換に努める。

(4) 管理職

- ① 学校の教育活動全体において、全職員でいじめの防止に取り組んでいく意識と体制を構築する。
- ② 全校朝会や集会等で、校長が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学校の雰囲気醸成する。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④ 児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に周知する。
- ⑤ いじめの問題に児童自らが主体的に参加できるよう、児童会との連携を図る。

2 早期発見のための措置

(1) 学級担任等

- ① 日頃から、児童の状況の把握や信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- ② 休み時間等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。
- ③ アンケートや教育相談を活用し、児童の状況把握に努める。

(2) 養護教諭

- ① 健康観察等をはじめ、児童の体の不調の状況把握に努める。
- ② 保健室での相談から、児童相互の人間関係の状況把握に努める。

(3) 生徒指導主事

- ① 日常の児童の言動に注意を払い、小さな変化を見逃さずに状況把握に努める。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ③ SC、SSW等による相談の利用、電話相談窓口について周知する。
- ④ 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

- ① 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

① 学級担任等、養護教諭

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

エ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む

① 組織

ア 正確な実態把握に基づき、学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担した指導・支援体制を組む。

○ いじめられた児童やいじめた児童への対応

○ その保護者への対応

○ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

イ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確なかわりをもつ。

ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 子どもへの指導・支援を行う

① いじめられた児童に対応する教員

ア いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底した守り通すことを伝え、不安を除去する。

イ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

ウ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等など、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

ア いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

ウ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

エ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

オ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、過程の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育むよう指導する。

③ 学級担任

ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

イ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

ウ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを指導する。

④ 組織

ア 状況に応じて、SC、SSW、警察官経験者の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行う。

ウ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

(4) 保護者と連携する

① 学級担任を含む複数の教員

ア 家庭訪問(加害、被害とも。学級担任を中心に複数人で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

イ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。

ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童に見られるサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
	教職員と視線が合わず、うつむいている。
	挨拶の声に元気がない。
	体調不良を訴える。
	身体に傷や殴られた痕がある。
	表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。
	提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	始業のチャイムの後、遅れて入室してくる。
	保健室・トイレに頻繁に行くようになる。
	学習用具等の忘れ物が目立つ
	机周りが散乱している。
	教科書やノートに汚れや落書きがある。
	発言すると嘲笑されたり、無視されたりする。
	教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食中	一人だけ机を拭いてもらえない。
	給食当番で、「つぐな（配膳するな）」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。
	グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。
	食欲がなくなる。
	給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。
	ふざけ合っているが表情がさえない。
	衣服の汚れ等がある。
	友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。
	一人でぼつんとしていたり、所在無くうろうろしたりする。
	特定のグループと常に同一行動をとる。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残る。
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされたりする。
	一人で下校をする。

2 いじめた児童に見られるサイン

いじている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。
	ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料4 教室や家庭でのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、周りから離されたりしている。
	何か起こると特定の児童の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁などにいたずらや落書きがある。
	机や椅子、ロッカー等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	いらいらしたり、言動が激しくなったりする。
	学校や友だちのことを話さなくなる。
	友だちや学級の不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらななかったり、友達からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	不審な電話やメールがある。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
	表情がさえず、時折涙を流す。
	転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。（頻尿や腹痛、下痢、原因不明の発熱等）
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
	家庭の品物や金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

